平成２４年（フ）第２３号
栃木県宇都宮市平松本町1222番地11　２Ｆ、前住所栃木県さくら市喜連川5444番地10
債務者　赤羽　正典
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
栃木県宇都宮市鶴田町3492番地１
債務者　柘植　直美（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８号
栃木県宇都宮市中央３丁目６番７号　ヴェルデ中央202号、前住所栃木県宇都宮市西原町220番地　木村マンション202号
債務者　室井久美子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
栃木県宇都宮市山本２丁目34番16号
債務者　岩田　剛明
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７号
栃木県さくら市氏家2375番地６　氏家スカイマンション401号室
債務者　西岡　　章
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７号
栃木県下都賀郡壬生町表町２番22号
債務者　渡辺由里子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２００号
仙台市太白区富沢南１丁目16番地の14、従前の本店所在地仙台市青葉区南吉成６丁目６番地の６
破産者　株式会社ＥＴＳ（変更前の商号東スリーエス株式会社）
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
千葉県東金市南上宿７番地４
破産者　福祿産業有限会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第８４１号
横浜市青葉区田奈町３番地３
破産者　田奈生コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８５号
横浜市鶴見区駒岡４丁目23番12号
破産者　共栄設備株式会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１号
神奈川県平塚市大神2828番地
破産者　東京協立電機株式会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８６号
富山市下新本町１番９号
破産者　株式会社リーフ
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６９号
静岡市駿河区高松２丁目23番37号
破産者　株式会社イーイーシーアドバンス
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２６号
静岡市清水区興津中町867番地の４
破産者　有限会社サンコーエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２号
愛知県西尾市吉良町富田東屋敷40番地３、旧表示愛知県幡豆郡吉良町大字富田字東屋敷40番地３
破産者　大丸産業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
愛知県岡崎市洞町字西浦23番地９
破産者　有限会社丸宇土木
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市美合新町１番地17
破産者　有限会社三河塩福
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９３６号
福岡市中央区大名２丁目１番44号
破産者　株式会社ノバ企画
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部